

議案第14号

向日市職員の給与に関する条例の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（給与の支払）</p> <p>第1条の2 この条例に基づく給与は、次の各号に掲げるものを控除する場合又は次条第2項に規定する場合を除くほか、現金でその全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があつた場合は、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 市が契約しているレストラン等の利用料金</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（給与の支払）</p> <p>第1条の2 この条例に基づく給与は、次の各号に掲げるものを控除する場合又は次条第2項に規定する場合を除くほか、現金でその全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があつた場合は、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。